

第13回水産ワーキング・グループ 議事概要

1．日時：平成30年3月30日（金）13:59～15:07

2．場所：合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、野坂美穂（座長）

（専門委員）有路昌彦、中島昌之、花岡和佳男、本間正義

（事務局）前川内閣府審議官、田和室長、窪田次長、佐脇参事官

（説明者）全国漁業協同組合連合会：岸代表理事会長

全国漁業協同組合連合会：長屋代表理事専務

全国漁業協同組合連合会：古関専務理事

全国漁業協同組合連合会：大森常務理事

4．議題：

（開会）

全国漁業協同組合連合会からのヒアリング

（閉会）

5．議事概要：

佐脇参事官 それでは、「規制改革推進会議、水産ワーキング・グループ」を始めます。

本日は、原座長代理、長谷川委員、林委員、泉澤専門委員、下芋坪専門委員、渡邊専門委員は所用により御欠席でございます。

大田議長、金丸議長代理に御出席いただいております。

それでは、ここからの進行は野坂座長をお願いいたします。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。本日は、全国漁業協同組合連合会からのヒアリングを行います。

全国漁業協同組合連合会より岸会長、長屋代表理事専務、古関専務理事、大森常務理事にお越しいただいております。皆様には昨年9月の第2回水産ワーキング・グループに続いて御対応を賜り、ありがとうございます。

昨年来、当ワーキング・グループでは様々な水産関係者、団体よりヒアリングを重ね、他方、政府においては昨年12月に農林水産業・地域の活力創造本部にて「農林水産業・地域の活力創造プラン」が本部決定され、「水産政策の改革の方向性」が示されております。

水産業の成長産業化に向け、改革が必要である点について全漁連と私たちは同じ認識であると思います。

昨年の政府の取りまとめも踏まえ、全漁連としても水産業の改革に向けて動いておられ

ると考えておりますので、本日はその点について「水産政策の改革の方向性」に対する全漁連様の受け止めと、今後の取組予定について御説明願います。

それでは、20分程度で御説明をお願いいたします。

岸代表理事会長 全漁連の会長の岸でございます。

昨年ヒアリングを受けたわけではありますが、今日はまた発言の機会をいただきありがとうございます。

全般的な概略を私からお話を申し上げ、後ほどまた専務から詳細に御説明をさせていただきたいと思っております。

私どもが感じるのは、漁業は長年にわたって厳しい状況が続いてきたわけではありますが、数年前から魚価が上昇するというような側面、また、省エネ対策をしっかりと漁業者がやってきたということで、経営コストが削減されるということで経営体質も上向きになっておりまして、全般的に漁業が回復の兆しが出てきたということが言えると思います。特に平成25年に漁業者が自ら進むべき道しるべというものは、自分たち自身が地域の特性を生かしてしっかり計画を策定して、それを実践していくという発想の中で取り組んだ、いわゆる浜の活力再生プランを全国を網羅する657の地域で策定いたしました。今日までこれを着実に実践してまいったところであります。

その具体的な成果として、目標として掲げた所得向上の目標を約7割の地域でクリアしているという事実。また、2つ目には漁業者の意識も大きく前向きに変わってきた。従来の被害者意識が前向きに変化してきたということ。また、異業種との連携によりまして、大規模な養殖業を進めている地域や漁協独自で輸出を積極的に進めている地域も見られております。したがって、今後この浜プランの着実な実践と地域の特性、実情に合わせた成長戦略を漁業者が強力に、積極的に推進することによって、我が国水産業の成長産業化は必ず実現できると確信をいたしております。

昨年12月に決定された農林水産省地域の活力創造プランに記載されております内容につきましては、私どもも自らの課題として取り組んでいくことが肝要であると認識をいたしております。特に資源管理の高度化や競争力のある生産構造の構築、産地市場の統合や施設の集約化等の流通改革、異業種との連携による生産性向上などの、課題について今般をいい機会と捉えながら、浜の活力再生プランの一層の見直しによる進化と積極的な実践行動によりまして対応してまいりたい。また、浜プランをてことした異業種とのさらなる連携も大胆に改革を進めてまいる考えであります。

このような取組を通じまして国民の水産物の安定供給、また、国境監視機能の強化、さらには多面的機能の維持増進、漁村地域の活性化など、我々漁業者に課せられた使命を果たしていく所存でございます。

また、御質問の水産政策の改革の方向性につきましては、我々といたしましても同じ方向と考えておりますが、具体的な進め方が示されていないこと、また、検討すると整理されている項目が多いことなど、詳細がまだ明らかでないことから、現時点での受け止め方

についての説明にとどまることを御理解いただきたいと思っております。

最後になりますが、私から所感としてお話をさせていただきたいのは、先般25日に自民党の大会に参りました。安倍総理からのお話の中で、冒頭、全国にあるいわゆる故郷の田園風景、また、全国津々浦々にある漁村の風景、このことが美しい日本を形作ってきたこれを支えてきたのが第一次産業である。さらには農林水産業をしっかりと守りながら、したがって、成長産業となるようにしっかりと支えていきますと。政府がやっている改革はそのための改革だということでお話がありました。私は実に感銘いたしました。これだけ漁業に対する期待感があるのだなということで、我々もしっかりやっていかなければならないと思ったわけであります。

まさに今までこの美しい漁村の風景を守ってきた根幹は、私は漁業権の管理制度にある。これが一つ。もう一つは、そこで日夜汗を流してきた沿岸の漁業者がいたということであります。したがって、今回の議論の中でも、現在の漁業権管理制度を基本として漁業者が納得し、共有できるような制度改革でなければならぬと思っております。なぜなら、制度を実行し、また漁業を推進するのは漁業者であるからであります。もとより私ども漁業者は漁業の成長産業化に向けて、しっかりと大胆に漁業構造改革を進めてまいりたいと考えております。

最後に、齋藤農林水産大臣の著書、講演記録の中に、これからの世の中で大事なことは自己改革能力のない組織は衰退するということが一つ。二つ目には、和より大切なことが時にはある。こういうフレーズがありまして、私も同感であります。しっかり我々がこういう心構えの中で改革に対応していくというのが私の大きな責務であると思っております。今後ともしっかり漁業または漁村集落がよくなるように構造改革を進めてまいりますので、先生方には一層の御支援を頂きますようお願いを申し上げます。

詳細は専務から説明をさせます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上であります。

長屋代表理事専務 専務の長屋でございます。

私からは、座長からお話のございました今回の水産業改革の方向性の弊会としての受け止め、また、関連する私どもの取組等について、昨年9月のヒアリング以降、約半年が経過いたしましたので、この間の取組を含めてお話をさせていただきたいと思っております。

改革の方向性で目指す方向として示されました水産資源の適正な管理と水産業の成長産業化の両立、そして漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立につきましては、全く異論のないところでございます。この方向に沿った対応を進めてまいり所存でございます。昨年末からJFグループの中での検討協議を進めまして、今月8日にまとめましたのが本日資料1としてお示しさせていただきました「我が国水産業の成長産業化に向けた改革取組の考え方」でございます。

前文で書かせていただいたことは今、会長からお話をさせていただいたところでございます。我が国の漁業は今、徐々に上向いてきている。そして漁業者の意識も変化している。

この動きを真に我が国の水産業の成長産業化につなげていくためには、資源管理の高度化や競争力のある生産構造の構築について、自らの課題として改革を大胆に進めて、漁業者に課せられた使命を果たしていくということで、この資料の中では5つの改革の実行を掲げさせていただいているところでございます。

まず、年齢バランスの取れた就業構造の確立につきましては、前回のヒアリングにおいてもお話をさせていただきましたが、広域浜プランにおいて地域における将来の生産の担い手を見極め、選定していく、そしてリース事業等の施策を集中することについて組織内の合意も得て進めておるところであり、水産基本計画においても同様の方向が示されてございます。

全国で約9万5,000の漁業経営体があるわけですが、このうちの2万2,000～2万5,000の経営体を生産の中核となる経営体と位置付けまして、この階層の経営体が順次若い経営体に入れ替わって循環をしていく、そして維持されていく。これが一番大事なことだと思っております。前回もお話申し上げましたが、この階層が生産額の約8割以上を生産いたします。そして燃油の95%以上をこの階層が使っているというのが実態でございます。その姿をイメージするために、私どものほうで積立ぶらすの加入者のデータを基に試算をいたしますと、1経営体当たりの生産金額は単純平均で約4,000万円、漁業所得は約770万円と推定されます。これまで示されているような高齢者を含めた全体の単純な平均値では、なかなか今の漁業の実態を示すことは難しいと思っております。そういうことから国にもこの階層の統計データを示していただくことをお願いしているところでございます。

また、2番目で書かせていただいております人材育成の問題でございます。後継者に加えて異業種の経験者の参入促進等、人材の育成を図っていくため、私ども全漁連で本年秋には浜の起業家育成塾というものを開講する予定にしております。ほぼ準備も整ってきたところでございます。こういう中で今後の漁業を新しい角度から担っていく方々の育成を図っていこうと考えてございます。

次に、水産業の成長化を通じた漁業所得の向上についての取組について御紹介をさせていただきたいと思っております。資料2を御用意いただきたいと思います。めくっていただきますと次のページには浜プランの取組、その効果というものを示させていただいているところでございます。浜プランも5年目に入っていくところでございます。それぞれの地域におけます取組をさらに高度化をさせて所得向上につなげていくためには、2つの取組を今、進めているところでございます。

1つは、他地域の取組を取り入れていく横展開でございます。もう一つが、漁業者のみでは解決できない課題を異業種との連携を通じて解決していく取組でございます。

横展開に関しましては、これまでも漁連とか漁協、そして行政の担当者にお集まりをいただいた情報交換の場を設けてきたところでございますが、新たに、取組意欲の向上、そして、優良な事例を紹介していくことを目的に、今年度から表彰制度を設けたところでござ

ざいます。先般この表彰式も行ったところなので、若干その事例についてお話をさせていただきますと、別冊子で浜の活力再生プランの優良事例表彰というものを用意させていただきました。

3ページには、今回グランプリを取りました高知県の土佐清水の取組がございます。高知といいますとどうしてもカツオが最初にイメージが湧くのでございますが、土佐清水ではゴマサバがブランドの魚になってございます。

土佐清水におきましては、漁業者を中心にして、生産段階から出荷まで徹底した品質管理を行っています。一匹一匹、釣り上げた魚に一切、手を触れないで生簀に入れる。そして1日間、ファインバブルという水質を良化したものの中で休ませるということで、非常に前から地元においては評価の高い魚だったのですが、これを都会にもお送りをすることで、処理の時間を早めて首都圏にこれを送っていくことによって、相当程度の付加価値の向上が図られたということでございます。通常のゴマサバですと、1キロ当たり大体鮮魚でも400～500円というのがせいぜいでございますが、この土佐の清水さばにつきましては1,400～1,700円の価格が付くということです。また、Iターン、Uターンの方々の育成を継続してやっているわけでございますが、約20人の方々が育って地元で独立をしているということ。そのような事例も出てきてございます。

その次のページは、大阪の岸和田におけます取組でございます。これは後ほど申し上げます、先ほど会長からありましたが、産地市場の統合というものの効果を示す取組でございます。

大阪においては、イカナゴ、シラスを中心にまき網や船曳で漁獲するわけでございますが、大阪にはこれまで産地の市場がなかったことから、兵庫とか香川の仲買人が相対でこれを買ってきたということでございます。どうしてもほかの地区に比べると買い叩かれるということで、2割、3割安く納めていたということでございます。このような中でこういう漁業の方々を束ねております大阪の巾着網の漁協に、非常にリーダーシップのある方が出てまいりました。その方は今は大阪府漁連の会長を務めておりますが、この組合長が入札制を導入するんだということで、岸和田の浜に自らテント張りの市場を設けて、そして巾着網の方々60ヶ統の方に呼びかけたわけです。

ところが、仲買人の抵抗であるとか、漁業者も不安に思って最初はこちらに書いてありますように26ヶ統ぐらいしか参加をしなかったのですが、入札制を敷いたことによって非常に魚価が上がって行って、ほかの地域並みになってきたということで、2年後の平成28年には全ヶ統がここに水揚げをするようになったということです。それに伴ってこれまでのテント張りの市場から、立派な衛生管理の行き届いた市場の施設を整えました。そして、ここでは電子入札を入れました。この電子入札によって漁業者は操業中でもスマートフォンで、どこで獲れたシラスがどれぐらいの値段が付いているかという情報が入りますので漁場探索にも役立つ。普通、漁業者というのはなるべく情報は出さないということでございますが、ここは非常にオープンにして、そのような効率化にも貢献しているという

事例でございます。

また、関西国際空港にも近いということでございますので、これを航空便で東京、福岡に送って付加価値を上げていく。今後は輸出も考えていくという取組を御紹介させていただきたいと思えます。

次にもう一回、2の資料をお開きいただきたいと思います。これはもう一つの高度化を図っていくということで、漁業者のみの力では解決できないものを異業種との連携を通じて進めていくということでございます。

資料 - 2の1ページ目の下にございますように、浜プランの中で今後これをさらに高度化していくための課題を整理していく。そのためにはどういうノウハウが必要であるかということを経営のほうは整理をして外に出していく。異業種側は前回のときもお話し申し上げましたけれども、企業側がどういうノウハウ、技術を持っているか、どういう販路を持っているか、そういうことについての提案書をまとめていただく。そういう掘り起こしを前回は10年前にやったわけでございますが、来年度、もう来週からでございますが、このような企業側の提案を掘り起こし、それをマッチングする事業に取り組んで参ります。

2ページに具体的にどのように進めていくかということを書かせていただきました。まず1番目にございますのは、掘り起こしのためのものでございます。昨年5月に農林漁業と商工業の中央5団体が連携に関する協定を結ばせていただきました。本会も参加をさせていただきました。この一環として連携の実態の調査を行いまして、漁業関係への企業側の連携の意向が48地区から上がってまいりまして、また、漁協側からも8地区が意向を示したということでございます。この上がってきた事例についての掘り起こしを今後して参ります。

2番目は、関係する異業種の企業、流通加工とか機械とか小売等の約1万社に対しまして、私どものほうから連携事業への関心、また分野だとか方法についてアンケートによる意向調査をして、これを掘り起こしていくということです。そのほかブロック別に開催をしていきます情報交換会でのPRとか、そこでの掘り起こしをやっていく。

それから、にあります個別のマッチングでございますが、先ほど商工会等からの情報でございますような個別の課題が明確になったような地域を特定の支援地区というふうに位置付けながら、専門家の派遣などをして具体的なマッチングを支援していくということを経営の掘り起こしと併せてやっていく。そして最後に浜側の先ほどの意向と企業側のそういう提案というものをマッチングする見合いの場所を、この中で持っていくということを進めていきたいと思っております。

その次のページで、若干企業とのマッチングの事例で御紹介をしたいと思います。これは最近の例でございますが、今、相当世界的にも需要が広がっております生食用のサーモン養殖を青森県において産官民が連携をして進めて、大規模な形でサーモン養殖をしていったという事例でございます。

右側のページに役割分担が書いてございまして、最初にオカムラ食品工業という会社が

出てまいります。ここは青森県の魚卵の加工メーカーでございます。この会社がデンマークでございます養殖会社から魚卵を買っていたのでございますが、その会社を丸ごとその技術ごとオカムラ食品工業が買い取ります。この会社は非常に大規模な養殖をやっていたところでございます、ヨーロッパの場合、大変厳しい環境基準がございます。特に給餌型の養殖については増肉係数だとか飼い方について非常に厳しい管理を行っている。このサーモンですと1.1キロの餌または1.2キロの餌で1キロ太るという技術を持ってございます。オカムラ食品工業はその会社を買い取った後、ヨーロッパ向けの輸出、それから、ベトナムに加工場を持って東南アジアを中心にした輸出を展開している。その会社が是非日本国内において生産をしていきたいという意向を持っていた。これが青森県なり、それから、この場合は深浦という青森県の日本海側の町でございますが、その町なり青森の漁連、当該地区の漁協が非常にしっかりとした中での話し合いをしながらこれをまとめていった。これに弘前大学であるとか水産事務所等が技術的な支援をしていったということでございます。

サーモン養殖の場合は、ニジマスを海に下ろすということでございます。陸上での飼育が重要で、種も優良な種を持っていなければいけないということ、それから、水の環境がよくなければならないということです。内水面で1年強養殖をして、大体500~700グラムにしたものを昨年11月に海に移し実験的に飼育を始めました。本年の5月から6月には出荷が始まっていくということで、非常に楽しみにしているところでございます。

このように漁協の組合員となりながら、そして地域としっかりとした協調関係を持ちながらサーモン養殖に取り組んでいくということ、私どもとしてもモデルとして是非進めていきたい。西のほうのマグロやブリ系の養殖は輸出等で需要を拡大しながらやっていると、増産が価格の下落を招くということですので、可能性があるのはサーモンの養殖です。ノルウェーからの輸入でほぼ全部占められております約10万トンの需要をどう国内の生産に変えていくか。こういうことが1つのテーマになっていくかと思っております。

そのほか前回お話ししました10年前にやりましたビジネスマッチングの実践事例を、私どもで再調査をいたしました。そして、その中で今でも継続して行われている20事例ぐらいのデータをまとめて、今後の検討の中でもいろいろな参考にしていきたいというのがこの資料でございます。

次に、資源管理の問題についてお話をさせていただきたいと思っております。資源の維持、回復、そして適切に管理していくことは漁業の成長産業化の前提であるということでございまして、漁業者に課せられている責務と認識しているところであります。漁業者の資源管理の取組をさらに高度化させていくためには、私どもとしては2つの課題があると考えております。

1つは精度の高い資源評価データに基づきまして、適切な資源管理手法が示されて、それが漁業者が納得できるものであるというのが1つでございます。もう一つは、その資源管理の取組におけます抜け駆けを許さない。言えば正直者が馬鹿を見ないような仕組みを

しっかり設けていくということでございます。

資源の評価につきましては改革の方向にも示されておりますように、資源調査を抜本的に拡充していく必要がありまして、国等におけます調査体制の強化に加えまして、漁業者情報の活用など情報収集体制の拡充を図るとともに、環境変化が資源に影響を与えているという指摘もあるわけございまして、環境要因も含めたビッグデータの分析を行う仕組みを是非検討いただきたいと思っております。そして、そのためには相当な予算の確保も必要になってくると思っておりますので、その辺の措置も併せて行っていく必要があると思っております。

管理手法につきましては、水産資源や漁法等の特性を踏まえて、長い歴史の中で取捨選択がされながら実践されてきたわけでございます。今後も数量管理等、新たな管理手法の導入を含めて、試験研究機関の協力も得て点検、改善をして、より実効性のある管理を進めていく必要があると考えております。

このようなことから、沖合と沿岸ではそれぞれの特性を踏まえて異なった取組が必要と考えております。沿岸漁業は操業海域が限定されているとともに、多種多様な魚を来遊状況に応じて漁獲をするという、言えば待ち型の漁業が主なわけでございます。沿岸漁業においても単一の資源を対象とするような漁業、例えば有名な静岡の由比のサクラエビの管理であるとか、貝類やナマコなどの漁業は数量管理に適しており、それは今でも自主的な数量管理がされておりますが、一般的には数量管理のみによる管理というのは難しいところでございまして、方向にあるようなインプット・コントロール、テクニカル・コントロールを含めた様々な手法を組み合わせていく必要があるのだと思っております。

一方で、漁場を移動しながら対象魚種を狙って漁獲をする、まき網漁業等の沖合漁業につきましては、個別割当を導入していくことについては一定の効果があると考えているところでございますが、国の管理の下で行うものと業界内での自主的な取組として行うもの、これを組み合わせるなどして柔軟な対応を図っていく必要があると考えているところでございます。

2つ目の資源管理の抜け駆けを許さない仕組みでございます。これは取り締まりを徹底していただくということでございますから、沖合漁業につきましては行政の取組が重要ということでございます。沿岸漁業におきましては多くの漁業者が携わって共同で管理をしているということでございますので、漁業者同士の相互監視の中で秩序が保たれているということも御理解をいただきたいと思っております。

栽培漁業につきましては、前回のヒアリングでもお示しをいたしましたサワラやマツカワのような大きな成果を上げている事例のやり方を参考にさせていただいて、資源の特性等を踏まえた効果的な方法を目指していく必要があると思っております。本日は国、都道府県、そして漁業者が連携をして広域の資源管理と栽培漁業を組み合わせた資源増大に向けた取組を行っておりますトラフグの例につきまして、簡単に御紹介をさせていただきたいと思っております。

資料 - 4 でございます。ここにございますようにトラフグの産卵場というのは、日本国

内にも有明海から九州北部、それから、八郎潟であるとか七尾湾、若狭湾、こういうところに産卵場があります。そして、右側の地図にありますように瀬戸内海で育ったものは、それぞれ回遊をしていく。そして左側にございますように、相当広範な海域にこれが分布をするということをございます。

次のページの下のほうにございますように、トラフグにつきましては各県において様々な漁法で漁獲をしてございます。そういう中で漁獲の動向については減少をしてきているということ。これを何とか止めなければならぬということに3ページ、裏側の紙に書いてございますような漁獲圧を一定程度下げていくということに加えて、種苗放流を組み合わせるということをございます。

そして、資源管理の取組といたしましては、九州～山口北西のはえ縄漁業においては、5トン以上の船は承認制にして隻数を制限していく。そして5トン未満の船も届け出制にして全体の勢力をしっかりと把握しながら休漁期間の設定であるとか、小型魚の再放流等を行っていく。それから、その下にございますような瀬戸内海等におけます定置網とか小型の底びきにおいては、休漁期間を置いたり漁具の規制等を行っていく。このような1県だけの管理だけではなくて、相当広範な広域的な管理を進めていくということ。それと種苗放流についても単県で行っていくことについては、効果のある放流となるかについては、限界があるのだと思っております。

2枚目の裏側にあります8ページと書いてあるところには、このトラフグについては右側に添加効率が書いてございますが、凸凹があるのですが、今7%ぐらいのところにございます。これはサケ等の添加効率は大体4%ぐらいしかありませんから、非常に高い添加効率がある。要するに種苗放流の効果があるということをございます。これをどうやって維持をしていくかということと、左側にございますような放流した魚というのは大体全体の中の3割ぐらいを占めている。このような放流の効果があるということをございますが、資源の管理と適地での放流をしっかりと見極めた上で効果的な方法を探っていくことをやっていかなければいけない。そのためには各都道府県に任せていることではなくて、国としての関与を是非お願いしたいということをございます。

水産物の流通につきましては、流通の多様化、高度化が進む中で浜プランに基づいた漁業者の取組、一手間、二手間かけた取組が評価をされて、所得向上につながるようにインターネットを活用した取引など、新たな流通にJFグループも積極的に参加をするということ。これに加えて方向で示されました産地市場の先ほどお話しました統合、施設の集約化による産地の価格形成力の向上、そして輸出を視野に入れた新たな冷凍技術の導入等、品質衛生管理の向上に取り組むということ。それから、資源管理の徹底、厳格化やIUU漁法の撲滅を図っていくためにも、漁獲証明書の発行という、こういう仕組みを使ったトレーサビリティの取組を進めていただければと思っております。

次に、担い手の確保と投資の充実についての環境整備のテーマです。方向の中では沖合・遠洋と沿岸養殖について分けて書いてあるのですが、沖合・遠洋につきましては、これま

で沖合漁業と沿岸漁業というのは漁場利用をめぐる長年にわたって漁業調整が行われてきて、これを経て現在の規制が定められてきたところでございます。この中で示されている大型化につきましては、我が国の水域の高度利用や公海におけます権益の維持等のためには、漁船の大型化による国際競争力の強化を図ることの必要性については否定をしないところでございますが、違法操業や水揚げの集中によります価格下落を助長するのではないかとこの沿岸サイドの懸念もあるわけございまして、このような懸念を払拭するためにも操業区域や期間など資源管理に係る規制や漁獲報告の厳格化、そしてVMSの設置義務化等の措置を講ずるとともに、沿岸漁業者との協議調整を十分に行っていただきたいというところでございます。

そして、養殖・沿岸漁業につきましては、沿岸水域の有効かつ効率的な活用に向けて漁場計画の策定のプロセスの透明化、そして漁業権免許を受けた者の責務の明確化について方向で示されているところでございますが、これについては対応を検討してまいり所存でございます。

また、私どもが最初にお示しした資料 - 1 の 2 枚目の 5 で書かせていただいているところの漁場利用の高度化等に関する改革でございます。これにつきましては組織協議において大変様々な厳しい議論が行われてまとめてきたところでございます。議論の中で「水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし」ということを改革の方向で打ち出されたことにつきましては、漁業権制度が果たしてきた基本的な機能を御理解いただき、漁協を中心としてしっかりとした管理を行っている地域の漁業者の不安を払拭するものと評価をする意見があったところでございます。

改革の主体となります漁業者が、今回の改革の趣旨が真に漁業の成長産業化にあることを認識して、水域の有効利用の促進や異業種との連携、また、費用負担の透明性確保を初め、必要な改革に取り組んでいくためにも、先ほど会長が申し上げましたように漁場や資源の管理を担ってきた漁業権制度の基本的な機能の堅持を明確に打ち出させていただくようお願いするところでございます。

また、前回、費用負担の透明性についてのお話をさせていただきましたので、その後の取組について御紹介申し上げますと、全漁連が示しましたガイドラインにつきまして関係県の意見も聞き取り、取りまとめを行ったところでございますので、上期中には各都道府県の担当者を集めた会議を開きまして、全国的な取組を開始してまいりたいと思っております。

最後に、漁協の改革についてでございます。漁協につきましては、この方向で整理をしていただいたとおり、多くの漁協で信用事業を行っていない、また、施設利用のみの組合員はならず、准組合員であっても漁業従事を要件とするなど、農協組織と大きく異なっていることから、その特性を踏まえた改革を進めていく必要があると思っております。成長産業化に向けて果たすべき役割を私どもとしても明確にした上で、必要な改革を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたらお願いいたします。なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれているプレートを立てていただきますようお願いいたします。

いかがでしょうか。御意見ございますでしょうか。では有路専門委員、お願いいたします。

有路専門委員 どうも御説明ありがとうございます。

前回、私は出席していなかったので議事録等、そちらのほうでお話を確認させていただいているところですが、大枠の方向性としまして全漁連のほうでしっかりと改革が進められているという認識は、私は一委員として認識しているところであります。その上で先ほど長屋専務からお話された部分で詳しく教えていただきたい部分がございます。

1つ目が、先ほど申し上げたように共同漁業権漁場内の話と許可漁業とでは管理の手法等は大きく違うと思うのですが、共同漁業権漁場内やその周辺で地先の漁業者と許可漁業の間で発生する広域のトラブルがあった場合、全漁連としてどのような調整の役割をお持ちなのかというところが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、今後明確にされていくという方向になっている特定区画漁業連の漁場行使料についてです。行使料のルールは、それはそれで存在しているのですが、現実の運用面においてまだ十分徹底されていない地域、例えば片方の漁業者さんには平米500円と言っていて、隣の大手の企業さんには2千円と言われたりするケースや、もともと資材等の購入ルートというのは例えば企業さんがお持ちであっても、必ず漁協を通すことが暗黙のルールになっているケースが、これは独禁法的な視点でもどうかというところを透明にしていけないといけないのではないかという議論があります。これに関してはどういう指導を全漁連さんとしてされていこうとしているのかというのが2点目です。

3点目、漁協というのは地域の1つのガバナンスの機能として非常に重要な役割を持っているという認識ではございますが、国の公的な役割のようなものを一部持つという形に仮になるのであれば、実際に行う漁協自身が機能を実行できるだけの資格といいますか能力をちゃんと有しているかというところを誰がどのようにして評価するかというところを教えてください。あるいは方針を教えてくださいと思います。

以上です。

長屋代表理事専務 回答させていただきます。

1点目は、許可漁業と漁業権漁業、この間の調整の問題だと思います。これはいろいろな地域で発生をしている問題があるわけですが、ここは地域に設けられている調整委員会であるとか、地域の中で調整していただく。そういうところだと思っておりますので、全漁連がそこに出ていくことは私どもとしての機能として持っていないところがございます。ただし、大臣許可と沿岸漁業との間間で、例えば操業区域の線引き等の問

題について、一斉更新のときに、全国的な見地から要望することはありますけれども、個別の調整というのは現地にお任せしているというのが実態でございます。

2番目の行使料の透明性の問題の御質問でございます。私どもとしては今回のガイドラインで示させていただいたポイントは、企業から負担をしていただいているものについて、その負担と用途を一致させていくことです。ですからなるべく細かく分解して、見合った負担の科目を設定していくということが重要と考えております。

2点目は、公平性をしっかり確保していくということだと思っております。行使料では漁業者と参入している企業との間で同じ基準で徴収していくというのが基本的な考え方でございますので、このことをどうやって徹底していくかということ、私どものガイドラインに沿って今後進めていきたいと思っております。

3点目の漁協のガバナンスの確保の問題。私どももこれまで組織強化の取組を進めてきたところでございます。ここ数年間は具体的な合併の実績というのは低くなっております。と申しますのは、これは前回もお話したかも分かりませんが、合併を進めていくときにどうしても債務を抱えている漁協とは一緒になりたくないということがございまして、このような漁協が持っている債務の解消に向けた改善計画を立てて、全国レベルの支援もしながら、ようやく解消のめどが立ってきたところでございます。四百数十億円あったものが大体100億円台になってまいりまして、これもほぼ今の計画の中でクリアしていくところに行きましたものですから、そういうことをクリアした上で今後、組織強化に取り組んでいく。そういう中で事業統合、市場の統合などを通してしっかりとした組織にして、公的な役割を果たしていく。特に漁業権の管理などをしっかりとできるような体制を組んでいくことに取り組んでまいりたいと思っております。

野坂座長 では、本間専門委員、お願いいたします。

本間専門委員 御説明ありがとうございました。

いろいろな新しい取組で活性化の方向が垣間見えたという気持ちで、頼もしく思っているところであります。ただしといいますか、さらにこれを成長産業化するためには、様々な取組が必要だなという気が一方でしております。

今日御説明をいただいた改革の取組の考え方の最後のところですが、漁場利用の高度化等々で水域を適切かつ有効に管理してきた者に漁業権を優先的に免許するというところで、この背景としては、現場の様々な不安等があったということを決議といいますか、あるいは水産庁とのすり合わせもあろうかと思っておりますが、まとめられたのだと理解します。ただ、ややもすると、適切かつ有効という言葉は出ているのですけれども、これをどう判断するかということで、ここを蔑ろにすると現状維持を基本とし、というふうになる傾向がどうしてもあるわけです。ですから、その辺り、漁業権の効率的な利用ということについて、今回の考え方としてはこういう形で出されたわけですが、やはり引き続き検討していく必要があるのではないかと、ということがまず1点です。

あとは全漁連自体のことについてまだよく分かっていないところがありますので、教え

ていただきたいことが3点ほどあります。

1つは、農業のほうで言うと中央会とは違うということで、全漁連さんがこういう形の方針等を出されたときに、それをどうやって徹底するのか。先ほどガバナンスという話がありましたけれども、各地方の漁協に徹底されるルートないしは手段といいますが、要するにスローガンを掲げるだけなのか、具体的に多分監査等を通じてということもあろうかと思いますが、どういうルートで具体的に全漁連さんの方針を地方まで下ろしていくのか。そこについて教えていただきたいということです。

それから、第2点は監査についてなのですが、信用事業は信連に移譲しているということで、信連も含めた監査ということなのですが、今、全国監査部というところで行っていますよね。これは内部監査で切り離すべきだという話は、農協のところでたくさんしてきたわけですが、漁協は農協で言うと従来型の監査機構で行っているということで、そこは信連の監査を含めていわば第三者監査として切り離して新たな監査機構としようという意見といいますが、あるいは内部の議論といいますが、そういうものがあるのかどうか。ないとするならば現在のままで良しとされる理由といいますが、金融機関等であれば第三者監査が一般的になっているわけですし、まして貯金高が200億円を超えているところはそれが義務づけられていますので、その辺りをどうお考えなのかということです。

それに関連しまして、3番目ですが、収支のことです。地方のJFさんは事業収入が私の聞いたところで7割ぐらいが赤字である。もう少し減ったのかな。いずれにしても事業収入というのはかなりのところが赤字である。それに対してどういう指導を行っているのか。効率的にやれよという話がありますが、一方で事業外収入も結構あるわけですね。その事業外収入は全漁連さんあるいは監査部でどのように把握されているのか、お分かりの範囲で結構ですが、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

長屋代表理事専務 私から2つについてお話をしたいと思います。

最初には漁業権の管理についての問題の御質問かと思えます。浜のほうで心配しているのは、しっかりと管理をしている漁協の方々が一番今、心配をしております、それは相当な調整をしながら、苦勞をしながら漁業者同士で話し合いをしてまとめてきた。これがそういうものが無くなったときにどうするのだろうということを非常に真面目に心配しているということでございます。

私どもはこれまで我々の中の問題として漁場の管理なり漁業権の管理をやっているわけですが、今後は外に対してしっかりとこれを説明していかなければならない。そのためには私どもこれは自ら漁業権制度についてもっとしっかりと認識をしなければいけない。これは場所の権利でございますので、優先的に漁獲をするという営業権でございますから、そういうものであるという認識もしっかりと持ちながら、そしてこれは公的な機能を委託されているということだと思っておりますから、そういうことをしっかりと実施していくために必要な責務を明確にして、そしてはっきりと説明していく責任を持ってやっていく。こういうことが大事だと思っておりますし、漁協の方々自体がそういう認識

を持って管理をさらにしっかりやっていく。こういうことにつながっていくと思っているところでございます。

それから、中央会組織ではないものですから、例えば方針等を会員団体等にどうやって徹底していくか、漁業者にどう落とししていくかということ。私ども大変苦労しながらこれまでもやってきているところでございます。農協と漁協の違いの中にもございますように、漁協の経営を支えているのは販売事業の収益が主でございますから、漁業がしっかりとした安定的な生産を上げていかなければならないということです。それを中心としてそれぞれの事業も指導部門や政策もあるのだと思っております。こういうことを全体的な運動方針として私どももまとめて理解を求めていくというやり方で進めているところでございます。

また、監査の中で指導していくという事項もございまして、後ほど担当の専務からお話を申し上げますけれども、特に業務監査は、現在の漁協においては非常に重要ものと思っております。

古関専務理事 御質問がございました監査と事業外収益の件について御回答させていただきます。

監査につきましては、今、確かに日本の中で公認会計士法以外で監査をやっているのは、農協さんは今度外れますので、あとは水協法ということは十分私ども承知をしているところであります。

御指摘の第三者性についてどう見るのかということについても、これも当然これまでの議論を我々も見させていただいておりますので、そこは十分考慮しないといけないと考えてこれまで取り組んでおります。場合によっては組織の在り様を考えないといけないのかなということも考えつつあるわけでありまして、まず御理解を賜らないといけないと思っておりますのは、私ども漁協系統の信用事業、主に信漁連さんが対象になるわけでありまして。対象先は今35です。そのために我々体制を組んでいるわけでありまして、第三者性という意味、それから、監査の品質ということも大変重要だと考えておりますので、私ども実は公認会計士が実際に参加しているというか、公認会計士が監査を実施しております。実際に監査に参加しているのは7名いまして、各7チームで今、監査をしているわけでありまして、全ての法定監査に公認会計士が入っています。

加えましてさらに重要なのは、その監査結果についての審査。これについても我々は審査委員会を持っているわけでありまして、そこには監査法人のシニア経験者の方に委員になっていただいておりますし、サポートということで四大監査法人のうち1つの監査法人の方々にも来ていただいて、監査結果のチェックをしていただくというようなことも実施しております。自分で言うのもなんですが、大手の監査法人までいなくても、中堅の監査法人クラスの水準は多分確保できているのではないかと監査法人の方からも言われております。

ただ、それだけが本会の監査機能ではありませんで、私どもがもっと重要だと思ってお

りますのは、法定監査以外の例えば漁連さんに対する監査。先ほど長屋専務から業務監査との発言がありましたが、私どもはそれを一般監査と呼んでおります。この一般監査は、先ほど申しあげました公認会計士の方々の法定監査の合間を使って、漁連さんの監査をしております。これは間違いを指摘するだけではなくて、提案型でこう改善すべきだといったところも提示しております。加えまして、漁協さんが約900ございます。これを県の漁連さんに参加をいただいて、年間150ぐらいで、数が多いものですから5年ぐらいかけて回していくといった監査もやっております。これらトータルで我々の全漁連の監査だということを是非御理解を賜りたいと思っております。

先ほど申しあげました法定監査で確保している人員に、先ほどの一般監査をしてもらっているとか、漁協さんの監査でもその人たちの知見を活用しながらやっている。こういう中での全漁連の監査ということでありまして、これがまた我々、会員さんから期待されている監査ということでもあります。我々は日々、御指摘がございました第三者性ということと、会員の健全性、対外的にもきちんと運営できるような体制を作っていくことに意を砕く、そういう組織として運営していきたいというのが我々の気持ちでございます。そういう中で組織の有り様をどうするかということは常々考えております。ただ、今ほど申しあげたような状況の中で、我々は仕事をさせていただいているということをご理解いただきたいと思えます。

2点目の事業外収益の点についてです。まずJFの赤字はテクニカルに言いますと事業利益段階で赤字が多い。これは前もこの席でお話させていただいた、確か資料でも出させてもらったと思うのですが、これまでの燃油価格が非常に高く、それから、水産物販売量が落ちてきたといった過程の中でそういう事象が起きておりました。ただ、先ほど冒頭に岸会長からもお話をいただきましたとおり、今まさに改革に取り組みながら販売額が上昇してきておりますので、ここ2年間は漁協トータルで見ますと事業利益段階で黒字に転じています。そういう中で先ほど申しあげたような債務についても、我々の指導の中で計画を作っただけ、常時監視をしながら改善を図るという取組をずっとやってきているわけでありまして。

加えまして事業外収益のところもいろいろ議論があり、そこについてきちんと透明性を確保しないといけないだろうと考えております。どうしても小さい団体も多いものですから、事業外収益の中を雑収益で大きくくくってしまうとか、そういうことになっているので、そこはきちんと科目の細分化を図り、対外的にも分かりやすい業務報告書を作っただけ、常時監視をしながら改善を図るという取組をずっとやってきているところでございます。

野坂座長 花岡専門委員、お願いいたします。

花岡専門委員 御説明ありがとうございます。

お話を伺っていて、全漁連は貴重なファンクションをお持ちだなと思えました。これからまた進んでいくにあたって、ますますハイライトされていく、これからハイライトされ

ていくファンクションというところで資料の4番、流通のところでおっしゃられたトレーサビリティのところなのかなと感じました。

例えばヨーロッパですと、まず漁獲された時点で漁獲の情報が政府に報告されて、水揚げされた時点でさらに報告されて、最初の売買、最初の取引があった時点でもう一度報告される。三度報告されるわけです。そうすることによってもちろんトレーサビリティもそうですし、アンレポートがない。その3つのレポートの内容が大きく違っていけば、そこはIUUの可能性あるだろうというところで、おっしゃられていたIUU撲滅というところにもつながっていくわけですが、先ほどおっしゃられていたIUU撲滅のための漁獲証明書を使ったトレーサビリティの確保というところで、もう少し具体的にどのようなイメージをお持ちなのかというところをお聞かせ願えますでしょうか。

長屋代表理事専務 IUU対策、また資源管理の徹底を図るということで、国際的な対応をしていくことになると、カツオ、マグロが主な対策になっていくと思います。私どもとしては漁獲証明、どこでどのように獲ったかという証明というのはカツオ、マグロでは、多獲性魚と比べて流通段階で箱の立替えなんかが行われて混ぜられてしまうということがないので、漁獲報告のシステムをどう作っていくかということだと思っています。しかし、多獲性魚といいますか、数の多い、種類多いものについては流通段階を含めてどのようなトレーサビリティを組んでいくかということを考えていかなければいけない問題だと思っています。

花岡専門委員 そこに対して全漁連様から現場を把握されている立場から、具体的にこういうものがないのではないかという提案だったり、そういうものがこれからあったりということはお考えでしょうか。

長屋代表理事専務 これから先、特に輸出を考えていくときには、そういうことは必須要件になっていくと思いますので、それぞれの魚種によって先ほど申し上げましたような、それぞれの目的があると思いますので、そういうことを整理しながら養殖魚であれば今でもトレーサビリティというのは相当徹底してやられているわけですが、それ以外の漁獲された魚についてのトレーサビリティ、これをどのように流通段階も含めてやっていくかというものを、私どもとしても働きかけをしていかなければいけないと思っています。

花岡専門委員 ありがとうございます。

野坂座長 大田議長、お願いします。

大田議長 時間が来ておりますので簡単に1つだけ御質問をさせていただきます。

先ほど来、出ていますように漁協のガバナンスというものが大変大事だと思っております。公的性格を担っていることと併せて、漁業者の所得にも漁協の在り方が深く関与しております。漁協のガバナンスという点で、漁協であり続けることがふさわしくないような漁協については何らか退出する仕組みが必要だと思っておりますが、これについてはどうお考えでしょうか。

長屋代表理事専務 先ほど述べさせていただいたように組織強化を進めていく上で、様々な課題があると思っています。そういう中で、事業をやっている組合というのは、そういうものに対してはちゃんと真剣に考えてくるのですが、議長が言われるように零細な漁協、事業もやっていないところというのは、そういうものについての取組はどうしても弱くなる。改革に取り組んでいくときに、漁協のガバナンスをどうしっかりしたものにしていくかということとは大きなテーマだと思っています。そういう中で事業の統合を進めながら、それを組織の統合にどう持っていくか。そういう中で議論になかなかこれまで乗ってこないようなところについては、どういう形で合わせてやっていくかということを一箇一箇それぞれの事例もあるかと思いますが、対応していきながら全体の組織強化につなげていくことにしたいと思っています。

野坂座長 1つお伺いさせていただきますが、政府の水産政策の改革の方向性の3にございますように、漁業許可については資源管理を適切に行い、かつ、生産性の高いものの更新を前提としつつ、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。また、その養殖、沿岸漁業についても、先ほどの水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域について新規参入が進みやすい仕組みを検討するということで、先ほど来からおっしゃっているように、漁業者が納得する形で制度を作っていくべきだとおっしゃられているのですが、新規参入が進みやすい仕組みということについて全漁連様としてはどのようにお考えか、お答えいただければと思います。

長屋代表理事専務 私どもといたしましては、先ほど申し上げたようなマッチングの事業を進めながら、浜側と企業側の情報をマッチングさせることによって、企業との連携のプラットフォームを作っていく。そして、それが漁場利用を含めた連携ということにつながっていく。こういうことを基本にしていくということかと思っています。

沿岸漁業はそれぞれ漁法も違いますし、環境も違う、背後状況も違うということですから、そういうことを十分企業の方々にも御理解いただくために、情報をしっかりといろいろな事業も通じながら提供し、連携を進めていく。これを通じてしっかりとした協調型の参入を図っていく。それが私どもとしては一番早道なのではないかと思っていますところでございます。様々な取組を今後も進めながら、ノウハウなり資金なりを導入していただくことにつなげていけたらと思っていますところでございます。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、全漁連様からのヒアリングについては以上といたします。皆様、本日はお忙しいところありがとうございました。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

佐脇参事官 次回のワーキング・グループの開催日程につきましては、調整の上、後日御連絡いたします。

野坂座長 それでは、これで会議を終了いたします。ありがとうございました。